者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第２項若しくは第３項」を「改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第３項」に改め、同第11号中「「取得価額の合計額（別表六の二(十八)付表「10」の合計）(3)」」を「「取得価額の合計額（別表六の二(二十二)付表「10」の合計）(3)」」に、「第25条の２第１項の表の第１号の第５欄に掲げる減価償却資産（同条第４項第１号イ又はハに掲げるものを除く。）」を「第25条の２第４項第１号ロ及びニに掲げる減価償却資産並びに平成32年４月１日から平成33年３月31日までの間に取得又は建設をした同号ヘに掲げる減価償却資産」に改め、同第111号中「別表六の二(二十)「７」又は別表六の二(二十)付表「２」」を「別表六の二(二十四)「７」又は別表六の二(二十四)付表「２」」に改め、同表を別表六の11(十一)とする。

別表六の11(十七)付表の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の」を加え、「及び第８項」を削り、「特別控除)」の次に「又は同項及び同条第８項」を加え、同第11号中「の益金又は損金算入」を削り、同表を別表六の11(十一)付表とする。

別表六の11(十七)の表中

| | |
|---|---|
| 取得価額の合計額（別表六の二(十七)付表「９」の合計） | 取得価額の合計額（別表六の二(二十一)付表「９」の合計） |
| (3)のうち別表六の二(十七)付表「６」が特定期間内であるものに係る額 | (3)のうち別表六の二(二十一)付表「６」が特定期間であるものに係る額 |
| 調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「７の㉓」） | 調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十四)「７の㉖」） |

に改め、同表の記載要領中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の」を加え、「及び第８項」を削り、「特別控除)」の次に「又は同項及び同条第８項」を加え、同表を別表六の11(十一)とする。

別表六の11(十六)及び別表六の11(十六)付表を削る。

別表六の11(十五)付表の記載要領第11号中「の益金又は損金算入」を削り、「当該」を「その」に改め、同表を別表六の11(十八)付表とし、同表の次に次の四表を加える。